

はじめに

わが国では、女性差別撤廃条約批准を大きな契機とし、人権尊重と男女平等のもと、国際的な潮流を受けて男女共同参画社会基本法が制定されました。同法に基づき、本市では「野洲市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者、教育に携わる者の協働した男女共同参画社会実現のための取組を推進しています。また、この条例で定める目的、基本理念、責務、基本的施策などを具現化し、男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進していく指針として、平成 18（2006）年 3 月に「野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやすー女と男のみらい 21—』」を策定しました。そして、平成 23（2011）年 3 月に同計画を見直す形で「第 2 次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」を策定し、男女共同参画社会のさらなる推進のため、本市ではさまざまな施策を展開してきました。



近年、労働人口の減少や少子高齢化、地域社会や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。その変化に対応するため、国においては、育児・介護休業法やDV防止法の改正、また女性活躍推進法の制定など、法的基盤の整備が進められてきました。しかし、依然として、家庭や職場、地域社会などでは、性別による役割を固定的にとらえる意識やこれに基づく慣行、しきたりが根強く、取り組むべき多くの課題が残されています。

このたび、第 2 次の行動計画を改定し、「第 3 次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」を策定しました。本市では、この行動計画に基づき、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担い、条例に定める「人として豊かに生きることが出来る男女共同参画社会の早期実現」をめざして、一層の取組を進めていきます。

最後に、この行動計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました野洲市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識（実態）調査などにより貴重なご意見、ご要望をいただきました市民の皆様には厚く感謝申し上げます。

平成 28（2016）年 3 月

野洲市長 山 仲 善 彰